

No.	質問	回答
1	支援事業申請時に休床中の病床があるが、(例：許可病床 15 床、休床 5 床)、どちらの病床数で申請すればよいか。	許可病床数（15 床）での申請が可能です。ただし、申請時点で病床廃止を予定している場合は、廃止予定病床数を差し引いた許可病床数で申請してください。
2	賃上げ支援事業において、申請後、実績報告書の提出が求められているが、証拠書類（賃金台帳の写し等）の添付は必要か。	原則添付不要です。 ただし、賃金台帳等帳簿類の証拠書類については、実績報告内容の確認を行う際に必要に応じて提出を求められることがありますので、確定通知を受けた日の属する年度の終了後 5 年間は施設側で保存しておいてください。
3	今回の支援金による賃金改善について、11 月の賃金水準と比較して令和 7 年 12 月から令和 8 年 5 月の賃上げは〇%以上でなければならないルールはあるのか。	ありません。
4	申請要件である令和 7 年 12 月から令和 8 年 5 月の賃金改善について、令和 8 年 3 月末までに令和 7 年 12 月から令和 8 年 3 月までの 4 か月分の賃金改善が間に合わなかったが、4 月以降はこの申請要件を満たさなくなるのか。	原則 3 月末までに賃金改善を実施することになっておりますが、やむをえない事情による時（賃金が翌月払い、システム改修が間に合わない等）は、令和 7 年 12 月から令和 8 年 3 月までの 4 か月分の支給と 4 月・5 月のベースアップ引上げを行ってください。（原則 6 月まで）
5	職員数が少なく、1 名あたりの引き上げ額が大きくなるため、6 月 1 日以降の賃金水準が維持できなくなる場合、支援金の返還は生じるのか。	給付額のうち、3 月末までに支払える最大 4 か月分の一時金にウェイトを寄せ、4～5 月分の賃金水準の引き上げ額を現実的なものにすることも可能です。また、6 月 1 日以降賃金水準を維持できない場合であっても、厚生労働省作成 Q & A の問 23 のとおり、受診患者数等の影響で収入を維持できなくても今回の給付金

		を賃金改善に充てていれば返還は不要です。
6	賃上げの対象職員の対象範囲や賃上げ水準についてはどうか。	賃上げ支援事業における対象職員の範囲や賃上げ水準は、給付金の範囲内で医療機関において決定することができます。 賃上げ支援の対象者について、専従者給与（個人事業主のもとで働く家族に対して支払われる給与）が支給されている者も対象となります。
7	令和7年3月末と比較して2.0%を超えて賃金改善している場合の扱いはどうか。	令和7年3月末と比較して2.0%を超えて賃金改善している場合は、上回っている部分を令和7年12月から令和8年5月までの最大6か月間充当できますが、残額が生じれば更なる賃金改善が求められます。その残額については、令和8年4月から5月のベースアップのみに充てる場合も含めて、何らかの賃金改善に充てられていれば問題ありません。
8	職種ごとの報告とはせず、施設全体の賃上げ状況の実績のみを報告することは可能か。	職種ごとの報告が困難である場合は、報告欄の最下部にある欄にまとめて報告することは問題ありません。
9	40歳未満の勤務医師・歯科勤務医師の「40歳未満」とはどの時点を指すのか。	賃金支払いの対象となった月の初日時点で、40歳未満であれば対象として扱います。例えば4月分給与を5月に支払う場合、4月1日時点の年齢で判定します。
10	常勤換算等を行った場合に小数点以下が生じるが、四捨五入や切り捨て・切り上げ処理を行う必要はあるのか。	四捨五入や切り上げ・切り捨て処理は行わず、自然体で入力していただいて結構です。ベースアップ評価量における取り扱いと同様となります。
11	薬局における管理薬剤師は賃上げの対象となるのか。	対象外です。

12	職種ごとの報告欄に記載漏れ等があった場合、修正報告を行う必要はあるのか。	生産や交付額の確定に際しては参考情報となるため、記載漏れがあっても修正を求めることはありません。
----	--------------------------------------	--